

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年2月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500644号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1600048号

第1 結論

請求期間のうち、昭和62年3月から同年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間、又は国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年4月から同年7月まで
② 昭和62年3月から同年5月まで
③ 平成3年4月から平成4年3月まで
④ 平成5年4月から平成7年9月まで
⑤ 平成7年10月から平成11年3月まで
⑥ 平成11年4月から平成13年3月まで

私の国民年金加入手続は、私が大学を卒業した直後の昭和53年4月頃に、毎月A県に来ていた父親が、B市役所で行ってくれたと思う。

両親から、国民年金は社会人としての義務で大事なことなので、きちんと保険料を納付するようと言われて、私もそのように思っていたので、転居の際には郵便物の転送手続を行い、納付書が滞りなく正確に住居に届くようにしていたし、免除申請を行った時期が数年あったものの、保険料は基本的には年度分を前納し、そうでない場合も、納期限を守りながら現年度内に納付していた。

請求期間①は未納期間となっているが、父親から納付書が届くから保険料を納付するようと言われて、私が2か月分ずつ月額2,700円から2,800円までぐらいの保険料を、納付書を用いてC郵便局であったと思うが、大きな郵便局で納付したと思う。

請求期間②も未納期間となっている。私は、請求期間②の少し前に、D市からE市に転居したが、納付書は正確に住居に送られてきたので、その納付書を用いて、郵便局又は金融機関において、保険料を納付したと思う。

請求期間③は申請免除期間になっているが、免除制度を知ったのはもっと後のことであり、免除申請はしていない。請求期間③の保険料は、平成3年2月に会社を退職した後に生命保険の契約を解約して、平成3年4月から同年6月頃まで、及び平成3年後期の2回に分けて現年度保険料として納付した。保険料の金額は、2回

分で 10 万円を超えるぐらいであったと思う。当時は、会社を退職してすぐであったこともあり、蓄えもあった時期なので、免除申請を行うはずはなく、絶対に納付した。

請求期間④は未納及び申請免除期間となっている。平成 7 年 8 月にケガをしたが、平成 7 年 10 月頃、E 市役所で、平成 7 年 8 月及び同年 9 月の保険料を納付した際、たまたま免除制度について教えてもらった。免除申請について知ったのは、この時が初めてであり、その後の期間の保険料については免除申請したが、それ以前に免除申請をしたことはなく、請求期間④の保険料は、通常は毎月、余裕があるときは数か月分を現年度保険料として納付したと思う。

請求期間⑤は申請免除期間となっているが、私は、F 社会保険事務所（現在は、G 年金事務所）から保険料の追納のお知らせが届いたため、平成 14 年 9 月頃、同社会保険事務所へ行き、厚生年金保険の被保険者記録の照会と請求期間⑤に係る追納の申出を行った。その際、教えてもらった保険料額は、70 万円か 80 万円ぐらいだったが、この金額は追納保険料と平成 14 年度の残りの保険料を合わせたものだったかもしれない。当時の自分としては、金額が大きかったので、母親に相談したところ、その数年前に死亡した兄の保険金が原資だと思うが、母親がお金を工面してくれ、私の金融機関の口座に入金してくれた。それを引き出し、同社会保険事務所に持って行き、窓口で納付したと思う。職員の人が保険料を受け取り、領収書を渡されて終わりそうであったので、何か記録しなくてもよいのかと尋ねたところ、棚の帳面を持ち出し、それに記入していたが、ちゃんと記録されるのだろうかと不安になったこと、及び今回の保険料の追納を行い、あと平成 14 年度分を納付すれば、免除や未納がなく 25 年の受給要件を満たし、年金を満額受給できると聞いたことを覚えている。

請求期間⑥も申請免除期間となっている。私は、請求期間⑥前の平成 10 年 8 月から H 国に留学しており、平成 11 年度の保険料の免除申請はしていない。平成 11 年 8 月頃に兄の事故を知り、留学先から実家の I 市に帰り、実家に転送されていた納付書を用いて、同市において金融機関で平成 11 年度の保険料を納付したと思う。平成 11 年 12 月頃から D 市に住み始め、平成 12 年度の保険料については、半年分ずつ平成 12 年 4 月及び同年 10 月に同市で納付した。

私の年金記録は改ざんされたものであり、保険料を納付した証拠となる資料は盗難に遭っている。現在も証拠となりそうな資料等の盗難及び改ざんの被害に遭っているものの、請求期間の保険料は、いずれも現年度保険料又は追納保険料として納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間②について、オンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）は、昭和 59 年 11 月頃に、D 市において払い出されたものとみられ、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、請求者が大学を卒業した直後の昭和 53 年 4 月ま

で遡って被保険者資格を取得し、請求者が厚生年金保険の被保険者であった期間に合わせて、国民年金の被保険者資格を昭和 53 年 8 月に喪失し、昭和 59 年 8 月に再取得する記録整備が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間②において国民年金の被保険者であり、請求期間②の保険料を主張のとおり現年度保険料として納付することが可能であった。

また、オンライン記録によると、請求者が国民年金被保険者資格を再取得した昭和 59 年 8 月から請求期間②の直前までの保険料は全て現年度保険料として納付されているほか、請求者は、請求期間②の少し前に D 市から E 市へ住居を異動したが、郵便物については、転送の手続きを取っていたと陳述しており、請求期間②に係る納付書が、請求者の手元に届いた可能性も否定できず、請求者が 3 か月と短期間である請求期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 一方、請求期間①について、請求者は、請求者の国民年金加入手続は、昭和 53 年 4 月頃に父親が行ってくれたと陳述しているが、父親は既に亡くなっており、当時の状況を確認することができず、加入手続の詳細は不明である。

また、上述のとおり、請求者の国民年金加入手続は、昭和 59 年 11 月頃に初めて行われたものと推認され、請求期間①当時、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間①の保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

- 3 請求期間③について、請求者は、請求期間③の保険料を平成 3 年 4 月から同年 6 月頃まで、及び平成 3 年の後期に 2 回に分けて現年度保険料として納付した旨陳述しており、納付時期に関する記憶は必ずしも明確ではない。

また、現在、請求期間③は申請免除期間として記録されているところ、オンライン記録によると、請求期間③の後半に当たる平成 4 年 2 月頃に、請求者が取得していた厚生年金保険の被保険者期間（昭和 62 年 6 月から平成 3 年 2 月まで）に合わせて、国民年金被保険者資格の喪失（昭和 62 年 6 月）と取得（平成 3 年 3 月）、及び年金記録上の住所を D 市から E 市へ異動する記録整備が行われている。仮に、請求期間③の保険料が請求者の主張する時期に納付されていた場合、申請免除期間の記録と齟齬が生じるため、この記録整備の時、オンライン記録に請求期間③の保険料に係る納付記録変更履歴が記録されるところ、その形跡は見当たらず、請求者が請求期間③の保険料を現年度保険料として納付したものと推認する事情を見いだすことができない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間③直前の平成 3 年 3 月分の保険料は、平成 4 年 12 月に、請求期間③直後の平成 4 年度分（平成 4 年 4 月から平成 5 年 3 月まで）の保険料は、平成 5 年 7 月に、いずれも過年度保険料として納付されている。平成 4 年度分の保険料を過年度保険料として納付した時点（平成 5 年 7 月）では、請求期間③の保険料のほとんどは 2 年の時効が成立しておらず、通常、過年度保険料納付の勧奨は、時間を経過した期間から行われることを踏まえると、この時点で、請求期間③については、保険料未納以外の何らかの記録がなされていたものと推察されるが、上述のとおり、請求者が請求期間③の保険料を現年度保険料として納付した事情を見いだすことができないことから、この時点で請求期間③については申請免除期間として記録されていたと考えるのが合理的である。

- 4 請求期間④について、請求者は、平成 7 年 10 月に、E 市役所へ請求期間④のうち、

平成7年8月及び同年9月の保険料を納付に行った際、免除制度について教えてもらい、その後の期間については免除を申請したが、それまでの期間（請求期間④）の保険料は現年度保険料として納付した旨陳述しているものの、請求者の請求期間④の保険料納付に係る納付時期及び納付周期についての記憶は必ずしも明確ではない。

また、オンライン記録によると、請求期間④は、平成5年4月から同年8月までは未納、同年9月から平成7年9月までは申請免除期間となっているところ、免除期間は、3年度にわたるため、現在の年金記録に至るには3回の免除申請が行われ、3回の事務処理が行われなければならない。特定の被保険者に同様の事務処理誤りが、時期を異にして3回連続して生じる可能性は低いものとみられることから、当該申請免除の記録に不自然さはうかがえない。

さらに、現在、請求期間④のうち、平成5年9月から平成6年3月までについては、平成14年9月20日付けで、追納申出記録が確認できる。平成14年9月は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、この追納申出記録が誤りであるとする関連資料及び周辺事情を見いだすことができず、この時点において、当該期間は申請免除期間として記録されていたものと推察され、申請免除期間において納付書が請求者に交付されたとは考え難く、請求者が請求期間④の保険料を納付したと推認することはできない。

5 このほか、請求期間①、③及び④について、請求者が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

6 請求期間⑤について、請求者は、請求期間⑤の保険料を納付するために、平成14年9月にF社会保険事務所で追納の申出を行ったと主張している。請求者が追納の申出をしたとする平成14年9月は、上述のとおり、平成9年1月以降、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であるところ、オンライン記録において確認できる請求者の追納申出記録は、上述の平成14年9月20日付けの平成5年9月から平成6年3月までの期間に係るもののみであり、請求期間⑤に係る追納申出記録は見当たらない。

また、請求者は、請求期間⑤の保険料を追納した際の領収証書は盗難に遭って現在は保管していないとしており、追納保険料を工面したとする母親は既に亡くなっているため、当時の状況が確認できないほか、G年金事務所は、請求者の追納申出に係る記録について、当時の資料は保管していない旨回答していることから、請求者が、請求期間⑤の追納保険料を納付したと推認する事情を見いだすことができない。

7 請求期間⑥について、請求者は、請求期間の納付書は、当時の居住地に正確に送付されてきた旨陳述しているものの、オンライン記録によると、現在、請求期間⑥は、全て申請免除期間とされている。請求期間⑥においても、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、この申請免除期間の記録が誤りであるとする関連資料及び周辺事情を見いだすことができず、当時の請求者の年金記録上の住所地を管轄するE市が、保険料が免除されている請求者に対して、納付書を発行するとは考え難いことを踏まえると、請求者が、請求期間⑥の保険料を現年度保険

料として納付したと推認する事情は見いだせない。

また、請求者が請求期間⑥の保険料を納付していたことが確実と認められる関連資料はなく、ほかに請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

- 8 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、③、④及び⑥の国民年金保険料を納付していたものと、また、請求期間⑤の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600351 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600049 号

第 1 結論

昭和 61 年 4 月から昭和 62 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 38 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 61 年 4 月から昭和 62 年 1 月まで

私は、昭和 61 年 3 月頃に専門学校を辞めて、しばらくして働くようになったが、最初はアルバイトであったこともあり、職場の上司から、個人で国民健康保険と国民年金に加入するように勧められた。そのため、国民年金の加入手続については、昭和 61 年 4 月頃に国民健康保険の加入手続と一緒に行ったと思う。保険料については、市役所の窓口で交付された納付書を使用して、毎月、月初めに A 郵便局又は B 郵便局で納付していたので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿（前渡分）及び C 市の国民年金印紙検認状況表における請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の保険料納付状況から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 12 月頃に払い出されたものと推認され、その際に、昭和 61 年 10 月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間のうち、昭和 61 年 10 月から昭和 62 年 1 月までについては、被保険者資格を取得しており、現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であった。

また、請求者は、市役所の窓口で交付された納付書を使用して保険料を納付していたとしているところ、C 市は、国民年金の加入手続時に、被保険者に対し、納付書を交付する取扱いをしていた旨の回答をしている。

しかしながら、請求期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 9 月までについては、請求者は、昭和 61 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行ったと思うとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、紙台帳検索システム及びオンライン記録において、上述の昭和 61 年 12 月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当

たらないことから、請求者の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われたものとみられる。

また、請求期間に関する被保険者資格の取得について、請求者が請求期間当時、居住していたC市における昭和61年度の国民年金印紙検認状況表（昭和62年5月作成）によると、昭和61年10月に被保険者資格を取得したとされており、オンライン記録とも一致している。

さらに、請求者は、国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行ったと思うとしており、このことについて、C市は、請求者に係る国民健康保険の記録は、保存年限経過により廃棄済みである旨回答しているため、当時の状況を確認することができないものの、請求者は、その父親に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和61年8月31日まで父親の加入していた健康保険の被扶養者として医療保険制度に加入する者として取り扱われていたことが確認できることから、請求者の陳述する時期（昭和61年4月頃）に国民健康保険の加入手続が行われたとする事情を導き出すことはできない。

したがって、これら上述の国民年金手帳記号番号の払出状況、被保険者資格の取得状況、当時の医療保険制度の加入状況を踏まえると、請求者は、請求期間のうち、昭和61年4月から同年9月までにおいて国民年金に未加入であり、請求者に対して、国民年金に関する納付書が発行されていたとは考え難く、当該期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

次に、請求期間のうち、昭和61年10月から昭和62年1月までについて、上述のとおり、請求者は、当時、当該期間の保険料を現年度保険料として納付することが可能であったものの、請求者は、納付していた保険料額を覚えていないとしているほか、C市は、請求期間当時、郵便局で現年度保険料を納付することはできなかつた旨回答している。

また、請求者に係る上述の国民年金印紙検認状況表においても、オンライン記録と同様、請求期間のうち、昭和61年10月から昭和62年1月までの保険料が現年度保険料として納付されていた形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、C市役所で交付されたとする納付書による保険料納付について、毎月払いで納付するように説明を受けた旨陳述しているものの、上述のC市の国民年金印紙検認状況表（昭和62年5月作成）の他の被保険者の納付状況を調査したところ、年度途中での被保険者資格の取得又は喪失などの一部例外を除き、ほとんどの被保険者の保険料が2か月分を最小単位として納付されているため、当時の通常の保険料の納付周期は、毎月納付ではなく、2か月分を最小単位とした2か月ごとの納付の取扱いであったものとみられる。

加えて、上述のとおり、請求期間のうち、昭和61年10月から昭和62年1月までの保険料は、過年度保険料として納付することが可能であり、オンライン記録によると、納付対象期間は不明であるが、請求期間の約2年度後に当たる平成元年2月に請求者に対し納付書が作成されていたことも確認できる。しかし、請求者は、遡って保険料を納付したか否かについて覚えがない旨陳述していることから、当該期間の保険料が過年度保険料として遡って納付されていたとする事情を

うかがい知ることができない。

したがって、これらC市における保険料収納の取扱い、検認状況、オンライン記録における納付書の作成状況を踏まえると、請求期間のうち、昭和61年10月から昭和62年1月までは4か月間と短期間ではあるものの、請求者が当該期間の保険料を納付していたことを見いだすことはできない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600358 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1600050 号

第 1 結論

昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 55 年頃、市役所の人に国民年金への加入を勧められたため、国民年金に加入することにしたが、加入手続及び保険料の納付は母親が行ってくれたと思う。今回、領収印が押された請求期間に係る資料を見つけたので、調査した上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 3 か月と短期間である上、国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 12 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請求者の国民年金の加入手続が初めて行われ、その際に、請求者が 20 歳に到達した昭和 44 年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、母親は、請求期間の保険料を納付することが可能であったところ、請求者は、A 市役所内において保険料の収納業務を行っている B 金融機関市役所派出所で昭和 55 年 12 月 11 日に請求期間に係る保険料を領収したことを示す赤色の領収印が押されている「55.1 期分国民年金領収済通知書」を提出している。

しかしながら、当該領収済通知書には、赤色の領収印を重ねて「B 金融機関」、「消」及び「本店」の黒色の文字が確認できる印が押されているところ、B 金融機関は、市役所内の派出所については、本店営業部に属するため、当時、派出所内で、本店として当該黒色の文字が確認できる印を領収した事実を取り消すための「取消印」として使用していた旨回答している。

また、A 市役所は、当時、被保険者に対し領収済通知書と領収証書（納付書）を交付し、被保険者が指定金融機関で保険料を納付した場合、指定金融機関が被

保険者に領収証書のみを渡し、領収済通知書は市役所に送付され保管していた旨回答している。このため、請求者の所持する領収済通知書は、保険料が領収された場合、本来被保険者の手元には残らない書類であることを踏まえると、当該領収済通知書をもって、請求期間に係る保険料が領収されていたと推認することはできない。

さらに、請求者は、請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれたとする母親は既に亡くなっており、当該領収済通知書に領収印及び取消印が押された経緯やその他の納付方法で請求期間に係る保険料を納付していたか否かについて確認することができないため、請求期間に係る保険料が納付されていたとする事情を見出すことができないほか、A市の被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600621 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600051 号

第 1 結論

昭和 52 年*月から昭和 55 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 32 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 52 年*月から昭和 55 年 2 月まで

私は、請求期間は大学在学中であったが、当時、母親から、国民年金は国が定めた制度であるし、後々のことを考えて保険料は納付しておくと思っていた。また、年金手帳を見た記憶もあり、父親又は母親が、私の国民年金加入手続きを行い、請求期間の保険料を納付してくれていたものと思っていた。

しかし、年金事務所に私の年金記録の照会を行ったところ、請求期間は国民年金に未加入であり、保険料の納付は確認できないとの回答であった。

両親は既に亡くなっており、当時の状況の確認はできないが、両親が請求期間の保険料を納付したと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、父親又は母親が請求者の国民年金加入手続きを行い、請求期間の保険料を納付してくれていたと思うとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、両親の国民年金手帳記号番号は昭和 35 年 11 月に夫婦連番で払い出されており、両親は共に国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から保険料の納付を開始している。以後、両親は共に国民年金加入期間において保険料の未納はなく、父親は厚生年金保険と国民年金の切替手続きを適切に行っており、両親の年金制度に対する関心及び保険料納付意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、国民年金加入手続き及び請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親は既に亡くなっており、当時の状況を確認することができないため、これらの詳細は不明である。

また、請求者は、請求期間は大学（昼間部）在学中であったとしているところ、当時、昼間部に在学する大学生については国民年金の加入は任意とされており、任意加入被保険者は、遡って被保険者資格を取得することができないため、請求

期間の全ての保険料を納付するには、請求期間の始期に加入手続を行うことが必要であった。しかし、オンライン記録、紙台帳検索システム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムのいずれにおいても、請求者にこれまで国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで国民年金被保険者ごとに付番された番号）が払い出された形跡は見当たらず、両親が、請求期間当初に請求者の国民年金加入手続を行った事情を見いだすことができない。

さらに、公簿によると、請求者は出生以降、A市に住所を定めているところ、A市は、同市においても請求者が請求期間において国民年金に加入した形跡は確認できないと回答しており、請求者は請求期間において国民年金に加入しておらず、両親が保険料を納付することはできなかったものと推認される。

加えて、両親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。